徳島県公安委員会規則第12号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年12月24日

徳島県公安委員会委員長 齋 藤 恒 範

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則(昭和47年徳島県公安委員会規則第1号)の一部を次のよう に改正する。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第28条第1項第1号ア中「規定する講習」の次に「(以下「安全運転管理者等講習」という。)」を加え,同項第3号を次のように改める。

(3) 講習終了証書の交付

- ア 安全運転管理者等講習を受講した者には,別記様式第15号の16の安全運転管理者等講習終了証書を交付するものとする。
- イ 自転車運転者講習を受講した者には,別記様式第15号の17の自転車運転者講習終 了証書を交付するものとする。

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号(第15条関係)

整理	番 号																								
安全運転管理者							に	関	す	る	届占	出 書	ŧ												
																		年		J	月		F	\exists	
徳島県公安委員会 殿																									
安全運転	管理者	皆を (選任	・解作	Œ l	1 +	- M 7	7	j	届出	者 (法ノ	\σ	2名称	· ተ	表	者)	の住	È所	• 日	名				
・届出事項を変更)								È	所																
届け出ます。 氏									名																
囲り山みり。					•	-0	н						(1	冟話)							
選任年月	1 日				年	,	月		日		名	称													
安全運	転	(ふり)	がな)							使		10,													
管理者日	氏名									用	位	置													
		生年月日								╢			1	官公	と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	署 2 ½			 公社等			農業	 業		
資要	格件		-	í	年	月	日	(歳)	စ			4	林業				漁業				鉱業			
		(年團	(7	建設	業		8	製造	業		9 飪	[]·/	小売	業	
		運転の管理経験 3								業種	業種別 10 12			勆産			11		融						
~								〉安委員会)認定						輸業		13			② 気						
									拠			14		言業				ţ	サービス業、						
職務上の地位										使		乗	16	7	の他 用	(貨			物	大) /\	大	普		
		免 許	の種	類						用の	自	-	中	準 音	_	-	中	準	$\overline{}$		型	型	通	計	
		免許	年月	日						本	動			中	軽	1 1		中	- 1	特		— 1	輪		
安全運転管		免許		号						拠に	動車台	型	型	型通	1	型	型:	型通	1	殊	殊	(実数)	(実数)	(実数)	
が運転免許)U II								ゟ	数														
っている場		交 付	年月	日						ける				 大型	ı rt	 型	準	 普通	 	<u> </u> #÷	-	$\overline{}$	()	()	
										自	1 1		2		- _	<u>-</u>	#	_ -	! <u> </u>	1寸	,,,	$ \hat{\ } $			
		交付公安委員会								動 車	運	許種				- 中			-			自	自	計	
		#1 75 0			□ #+					台数	転	別		種種	₫種	種	型種種		種	種	特	_	_		
		勤	ロ勤・	B勤・隔日・その他 (! ()	·	者	具															
		副安全運転管あり(:	名) なし			数	従								L						
		理者								転 _者		月													
女 全	_勤_	務	其		間	劉	務所	名	職名	数 前	47	│ 備 │ │ 曜任年月日			+			<u> </u>		Ļ	Ш				
運 転	自 		・ 至 ・ ・					安	形	‡1士 ¹	ŦF	1 口	+			年		月			E	1			
安全運転管理者	<u>自</u>	• •	至	•	•	-				全運	全			名											
者		• •	至	•	•	-				転					+	·			\ <u></u>	T+h			<u>+- /-</u>		
の 略 歴		• •	至 ——	•	•	1				管理	角	解任	事[由		死亡			退						
		•	至	•	•					者	<u> </u>					解任	L命	令	5	その)他	()	

徳島県警察ホームページへの事業所名等の登載 承諾する 承諾しない

- 備考 1 届出者は、 欄には記入しないこと。
 - 2 選任の届出書には,次の書類を添付すること。
 - (1) 運転免許証の写し,戸籍抄本又は住民票の写し いずれか1通
 - (2) 運転管理に関する証明書 1通
 - (3) 運転記録証明書 1通
 - 3 添付書類のうち「運転管理に関する証明書」は、「安全運転管理者の略歴」欄を記入することでこれに替えることができる。
 - 4 大型二輪及び普通二輪の台数を計算する場合においては,大型二輪1台又は普通二輪1台は,それぞれ0.5台として計算し,()にその実数を記入すること。
 - 5 徳島県警察ホームページに事業所名及び住所(字名まで)を搭載することについて,該当する に レ印をいれること。

別記様式第6号を次のように改める。

別記様式第6号(第15条関係) 整理番号																				
	こ関	す	る	届	出	<u>書</u>		年	<u> </u>		J	月			日					
徳島県公安委	員会 殿																			
副安全運転管理 ・届出事項を3	里者を(選任・ 变更)	解任	したの	かで		者 (i 所	去人	.の	吕称	r • ተ	表	当)	の信	主所	ŕ•	氏和	呂			
届け出ます。			氏 名									電話)					
選任年月日		 年	月	 日	Τ	名	称				(=	电叩							,	
	(ふりがな)				使		習													
副安全運転 管理者氏名			用	安全運	転管															
	生年月日	年 月	日	(歳)	の本	理者の	氏名		1 官公署 2 公社等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業											
資 格	(年齢)	2	***************************************	0		₩1 1	4 林業 5 8 製造業 業種別 4 本業 5					魚業 6 鉱業 7 建設業) 卸・小売業 10 不動産業								
要件	 運転の管理経験 1年以上	_	験期間	3 公安委員会 の認定	拠	11 金融保険業 12 連輸業13 電気ガス業 14 通信業														
職務上の地位		J	menenenenenenenenenenen		使		乗	15 サービス業 16 その他 (乗 用 貨 物 大 小 大 普												
	免許の種類				用の	自		中	準				準	普		型	型	型	通	討
副安全運転管理	免許年月日				本拠	動車	开山	型	中刑	通		刑」	中型		- 1	1	i i	輪(実数)	輪	(宝装
者が運転免許を	免 許 番 号				にお	台数	==	==	≆	匝	35	<u> </u>	==			7/1	7/1	(***)	(***)	(大)
持っている場合	交付年月日				ける		5	色	大型 中型		ᄀ型	準	普	通	大	特	i	() 大		(
	交付公安委員会				自動車	運	1	许			- =	中							討	
副安全運転管理	勤 務	日勤・隔	日・そ	の他 ()	台数・	転者	5	_	種	種種	種	型	種	種	種	種	特	_		
者の勤務の態様	補助者の有無	あり(1	名) なし	運転者	数		并												

徳島県警察ホームページへの事業所名等の登載 承諾する 承諾しない

間

- 備考 1 届出者は , 欄には記入しないこと。
 - 2 選任の届出書には,次の書類を添付すること。
 - (1) 運転免許証の写し、戸籍抄本又は住民票の写し いずれか1通

勤務所名

職名

数

前

副安

全運

転

管理

氏

備

解任年月日

解任事由

名

1 死亡

4 解任命令

年

月

5 その他(

2 退職

日

3 転任

- (2) 運転管理に関する証明書 1通
- (3) 運転記録証明書 1通

勤

自

自

自

自

安全運

転

管

理

者

の

略

務

•

期

至

至

至

至

至

- 3 添付書類のうち「運転管理に関する証明書」は,「副安全運転管理者の略歴」欄を記入することでこれに替えることができる。
- 4 大型二輪及び普通二輪の台数を計算する場合においては、大型二輪1台又は普通二輪1台は、それぞれ0、5台として計算し、()にその実数を記入すること。
- れ0.5台として計算し,()にその実数を記入すること。 5 徳島県警察ホームページに事業所名及び住所(字名まで)を搭載することについて,該当する にレ 印をいれること。

別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号 削除

別記様式第7号の2を削る。

別記様式第15号の16を別記様式第15号の17とし,別記様式第15号の15の次に次の1様式 を加える。

安全運転管理者等講習終了証書

署別·整理番号 事業所名

受 講 者

殿

道路交通法第108条の2第1項第1号の規定に基づく 安全運転管理者等の講習を終了したことを証する。

年 月 日

徳島県公安委員会 印

附 則

(施行期日)

1 この規則は,令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の徳島県道路交通法施 行細則(以下「改正前の規則」という。)別記様式第5号による安全運転管理者に関す る届出書及び別記様式第6号による副安全運転管理者に関する届出書は,それぞれこの 規則による改正後の徳島県道路交通法施行細則別記様式第5号による安全運転管理者に 関する届出書及び別記様式第6号による副安全運転管理者に関する届出書とみなす。
- 3 改正前の規則別記様式第5号による安全運転管理者に関する届出書及び別記様式第6号による副安全運転管理者に関する届出書は,当分の間,所要の調整をしてこれを使用することができる。